

夢を実現する第一歩のために

2022年4月号

ミツヒロニュース



春爛漫の季節を迎えました。最近、地震や戦争など多く発生するようになりました。今は内需を基本と考えてお客様に喜ばれる商品を提供しましょう。Z世代は
(1990年後半～2010年前半生まれの10～20代)

「心地よさを感じるもの」に出会うと、それを突き詰め社会に役立てることを「幸せ」と考えるので、そのニーズに合わせた商品づくりが大切です。時代の変化を捉え、持続可能性を兼ね備えた高付加価値の商品やサービスを提供しましょう。

光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇約束手形廃止に伴う今後の対策
- ◇個人年金保険
「お宝保険」を持っていませんか
- ◇就業規則を変更した場合の
届出に係る適切な手続
- ◇今月のお勧めセミナー
「インボイス制度」の対応と
「電子帳簿保存法」
- ◇あとがき
「水辺の復活」
-広島・太田川のまちづくり-



約束手形廃止に伴う今後の対策

1. 約束手形がなくなるって、ほんと！？

日本では馴染み深い約束手形は、手元に現金がないときに支払いを猶予してもらい資金繰りの負担を軽減する方法として古くから用いられてきました。今の制度は明治時代にできましたが、手形を使った商習慣は江戸時代から存在したといわれています。手形は信用取引(お互いの信頼関係)の中で生まれた日本独自の形式で海外ではほとんど見られません(中国、韓国など一部の地域のみ)。一度の仕入れ額が大きい、建設業や製造業などで広く使われてきましたが、高度経済成長期にピークを迎え、その後30年で約束手形の流通量(総残高)は約4分の1に減少しています。(※財務省調べ)

政府は、現金を受け取るまでの期間が長く受注側の中小企業の資金繰りを圧迫することや、ペーパーレスなど社会の変化に合わせ、コスト削減などを理由に約束手形を 2026年にも廃止する考えを明らかにしました。

2. 今後の対策

まず政府は 2024年をめどに、まずは手形の支払期日を現行の最大120日から60日に短縮し段階的に廃止する考えを示しています。支払手形が廃止される4年後、資金繰りに窮ることがないよう、今から代替手段の検討が必要です。ここで代替手段をいくつか紹介させていただきます。

(1) 借入による資金調達

一つ目は、これまで支払手形に頼って運用していた資金を、短期できれば長期で借り入れすることです。まとめた融資により、資金ショートのリスクを避けられ、資金繰りのために支払手形を利用する必要もなくなります。今後、支払手形がなくなても運転資金に困らないよう資金繰りの計画を立てることが大切です。資金調達の金額の目安としては、例えば支払い条件3か月の約束手形を毎月2,000万円振り出しているとすると、6,000万円の資金調達が必要です。

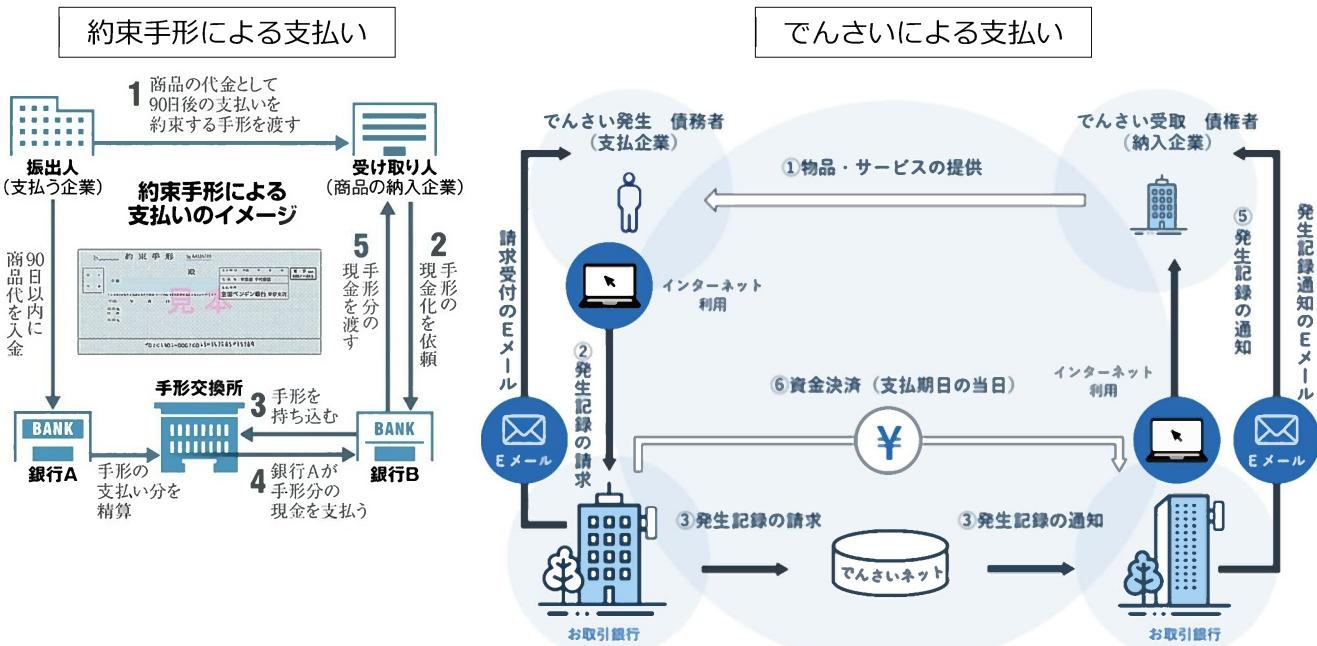
(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

(2)でんさいの活用

二つ目として、でんさい(電子記録債権)を活用することです。イメージとしては、約束手形の電子版で、紙の約束手形と異なり、受け取り側は期日管理が不要で、紛失盗難のリスクが無く、支払い側としては印紙税もかからないものとなっております。また、受け取ったでんさいは分割して譲渡や割引をすることができる所以、約束手形と比べて使い勝手が良いです。ただし、でんさいを利用するためには、自社だけでなく相手取引先も利用できる状態でないと取引できませんので、注意が必要です。現状、でんさいを利用している会社は多くはありませんが、約束手形の廃止に伴い、利用者が増加することが予想されます。



3.ピンチをチャンスに！

約束手形の使用は、支払期日をうっかり忘れて「不渡り」を出すなど常にリスクをはらんでいます。不渡りは一度出すと全ての金融機関に情報が伝達され、さらに半年に二度不渡りを繰り返すと金融取引が出来なくなり資金調達の手立てが断たれ、企業としては非常に厳しい状況に陥ります(事実上の倒産)。経営者としては、支払が猶予されることよりも、倒産リスクを取り除くことを最優先事項とし、約束手形を使わない決断も必要です。中小企業の経営者は今までの慣習で約束手形をなくせないと考えている方も多いとは思いますが、4年後に迫った支払手形の廃止を、倒産のリスクを払拭する絶好のチャンスと捉え、前向きに取り組んでみてはいかがでしょうか。

【日本政策金融公庫による企業強化資金】

【日本政策金融公庫による企業活力強化資金】

貸付対象	取引先に対する支払条件の改善に取り組む者
資金使途	支払条件の改善に取り組む者が必要とする設備資金および長期運転資金
貸付期間	運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内） 設備資金 20年以内（うち据置期間2年以内）
貸付限度額	直接貸付：7億2千万円（うち運転資金2億5千万円） 代理貸付：1億2千万円
貸付利率 ※令和3年2月1日現在	・基準金利：1.11%～1.40%（信用リスクや融資期間に応じて適用） ・ただし、手形を完全現金化する方または手形サイトを60日以内に短縮化する方が必要とする資金については2億7千万円まで特別利率①（基準金利-0.4%）

（参考）日本政策金融公庫による中小企業事業の融資対象

対象業種	対象規模
製造業※1、建設業、運輸業など	資本金3億円以下 または 従業員300人以下
卸売業	資本金1億円以下 または 従業員100人以下
小売業	資本金5千万円以下 または 従業員50人以下
サービス業※2	資本金5千万円以下 または 従業員100人以下

※1 製造業のうち、ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業、工業用ベルト製造業を除く）は、資本金3億円以下または従業員900人以下。

※2 サービス業のうち、旅館業は、資本金5千万円以下または従業員200人以下、ソフトウェア業及び情報処理サービス業は、資本金3億円以下または従業員300人以下。

※3 貸付対象は、上記の業種及び企業規模に該当する会社（監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、土地家屋調査士法人、社会保険労務士法人及び行政書士法人を含む。）及び個人、ならびに中小企業等協同組合等。

※4 以下の業種は、中小企業事業の融資等の対象外（国民生活事業、農林水産事業で対象となる業種もある）。

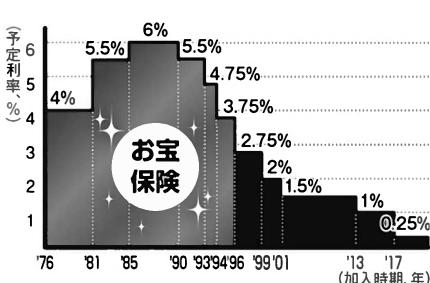
- 農業、林業、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）、不動産業のうち住宅及び住宅用の土地の賃貸業、非営利団体、一部の風俗営業、公序良俗に反するもの、投機的なものなど

個人年金保険…「お宝保険」を持っていませんか

◆個人年金の受け取り時期と受け取り額

確定申告が終わりました。その際に気付いたのは、個人年金を掛けられていたお客様が年金を受け取る時期になり、もらった年金と実際に支払った保険料との差が、古い保険ほど大きいということです。

私も約40年近く毎月5千円ずつ積立をした保険が満期となり、これから10年間年金として年に36万1千円受け取ります。つまり、約240万円支払って361万円受け取ることが出来ます。これは、運用利回りの率が下記のとおり高かったことによります。



予定利率	5.50%	4.75%	3.75%	2.75%	2.00%	1.50%
契約年月	1990年4月～ 1993年3月	1993年4月～ 1994年3月	1994年4月～ 1996年3月	1996年4月～ 1999年3月	1999年4月～ 2001年3月	2001年4月以降
年払保険料	19,578円	21,168円	23,946円	27,323円	29,393円	31,416円
実質利回り	3.435%	2.956%	2.184%	1.335%	0.853%	0.405%

※資料:ニッセイ基礎研究所(編)「生命保険の知識<新版>」日本経済新聞出版社。

もし、年金開始の60歳になった時、まだ現役で年金が必要なければ受給開始を繰り下げるならどうなるか、ご確認ください。

保険会社によって異なりますが、年金の受給開始を5年繰り下げる場合

- ① 一時金が発生して年金とは別で一括にもらえる。（例えば、190万円が年金とは別で一括支給される）
- ② 65歳以降の年金の受け取りが増額される。（例えば、従来100万円であった受給額が120万円になる）

私は契約通りに受け取りを始めたことで、この恩恵はないのですが、皆様の中で近々個人年金を受け取る時期が来ている方は、一度保険会社に問い合わせをされたらいかがでしょうか。

◆30年経過で年金開始のご案内

保険会社から「年金開始のご案内」の郵送があります。「繰下げできる」と記載はありますが、メリット額(例えば、一時金190万円の一括支給)の記載はありません。ぜひ一度、ご確認ください。

◆年金の受け取り方法

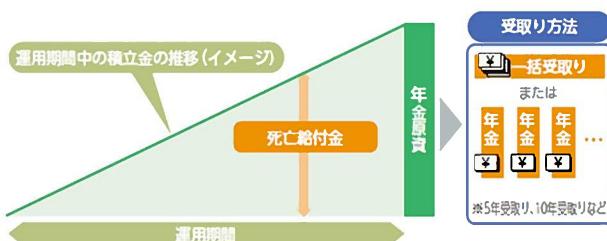
年金の受け取り方法としては、一括で受取る方法（一括受取り）と何年かに分割して受取る方法（5年受取り、10年受取りなど）があります。年金原資は年金支給開始後もあらかじめ定められた利率（例えば、5.5%）での運用が続けます。一括受取りを選んでしまうと、その利率（例えば、5.5%）の運用はそこで終わります。そのため、一括受取りを選択した場合よりも分割受取りの方が受給総額は多くなります。

また、年金の受取り方法によって課税方法が異なります。一括で受取る場合は一時所得となり、受取額から払込保険料を差し引き、50万円（特別控除）を控除した2分の1に対して課税されます。年金として受取る場合は雑所得となり、受取額から払込保険料を差し引いた金額が所得に加算され、税計算されます。

保険会社は積極的に教えようとしませんから、「お宝保険の隠れお宝」は、自分で探ししましょう。

積立型定額個人年金保険

将来受取る年金額等が、契約時に決まっています。払込んだ保険料は、あらかじめ定められた利率で運用されます。



一括受け取り(一時所得)
には特別控除が50万円

年金受け取り(雑所得)
には特別控除がない

一時所得の計算式

$$(\text{満期保険金} - \text{払込保険料} - 50\text{万円}) \times \frac{1}{2} = \text{一時所得}$$

受け取った満期保険金
今まで支払った保険料の合計
一時所得の特別控除額

$$\text{満期保険金} - \text{払込保険料} = \text{雑所得}$$

受け取った満期保険金
今まで支払った保険料の合計

※上記は、一般的な積立型定額個人年金保険の商品性をあらわしたイメージ図であり、商品や契約形態によっては内容が異なります。

※年金原資とは、将来受け取る年金額の元手となる資金のことです。

就業規則を変更した場合の届出に係る適切な手続

改正育児・介護休業法が2022年4月より施行されることに伴い、今後、就業規則（育児・介護休業規程）を見直し、労働基準監督署へ届け出ことになるでしょう。ここでは、就業規則を変更した際の手続に関するよくある質問をとり上げます。

◆就業規則を変更した場合の意見聴取

届出済の就業規則を変更した場合には、労働者の代表の意見を聴き、その意見書を添付した上で、所轄の労働基準監督署へ届出を行う必要があります。

この意見聴取は、就業規則の変更の手続において、“意見を聞く”というプロセスが法令で定められているために行います。そのため労働者の代表には、**意見を聞くことを求めるだけで、変更内容に対して同意を求める必要はありません。**

具体的な手続としては、書面（意見書）に「異議なし」や、「〇〇の変更について改善を望みます」というような意見を書くことを求ることとなります。

たとえ意見書に変更内容等に対する異議が書いてあったとしても、届出においては問題はありません。

ただし、賃金を引き下げるといった従業員にとって不利益な労働条件の取扱いに変更する際は、従業員と会社の個別の合意等、適切な手續が必要となります。

◆パートタイム就業規則の意見聴取

正社員とパートタイマーの就業規則を別に作成しており、パートタイム就業規則を変更し届出を行う際には、正社員の就業規則と同様に、労働者の代表の意見を聞くことになっています。労働者の代表はパートタイマーである必要はなく、また、パートタイマーの中から選ぶ必要もありません。ただし、パートタイマーの労働者の代表の意見を聞くことが望ましいとされています。

◆過半数代表者の選出

労働組合がない場合の労働者の代表は、従業員の過半数を代表する次のいずれにも該当する者（以下、過半数代表者）となります。

- ① 労働基準法第41条第2号に規定する監督または管理の地位にある者でないこと
- ② 就業規則の変更の際に、会社から意見を聴取される者を選出することを明らかにして実施する投票、挙手等の方法によって選出された者であること

過半数代表者を選ぶ際の母数となる従業員数には、管理監督者やパートタイマー等の非正規従業員も含まれます。正社員の過半数ではないことに留意しましょう。

管理監督者が過半数代表者になっているなど、代表者の選出が適切に行われていないケースもあるようです。こうした場合、変更した就業規則が無効であるといったトラブルにつながることも考えられます。過半数代表者の選出は正しく行いましょう。

参考文献：■MyKomon

4月 今月のお勧めセミナー

第2回 そこが知りたかった 税務・会計セミナー 『インボイス制度』の対応と『電子帳簿保存法』

令和5年10月1日から導入される「インボイス制度（適格請求書等保存方式）」は、課税事業者と免税事業者にとって大きな影響があります。また「電子帳簿保存法」により、帳簿の保存が紙からデータに替わり、税務調査でメールやパソコンのデータ、ファイル等を閲覧されます。当セミナーでは、実施に向けてしっかりと準備できるよう、対応方法について解説します。

（開催日4月13日（水）セミナー概要は、別紙案内をご覧ください。）

あとがき 下田です。竹中工務店様が発刊している季刊誌「approach（アプローチ）」2022年春号が届きました。特集「水辺の復活—広島・太田川のまちづくりー」では取材時に撮影協力をさせて頂きました。当社にご来社くださった方にはお馴染みの太田川の上流を望む基町環境護岸（1983年竣工）の風景がメイン写真となっています。戦前、戦後、将来へと護岸整備をするにあたり、まちと川を繋ぐ都市施設としてどのようにデザインし、水辺の風景を育んできたのかを知ることが出来ます。ぜひ竹中工務店様のWEB版をご覧ください。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史



株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による
ニュース解説配信中！

